

第2回 デジタルガバメントワーキング・グループ 議事次第

1. 日時：令和元年12月10日（火）10:00～11:54

2. 場所：合同庁舎第4号館12階共用1214会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（座長）、岩下直行（座長代理）、佐藤主光、南雲岳彦

（専門委員）川田順一、田中良弘、濱西隆男

（政府）大塚副大臣、田和内閣府審議官

（事務局）井上規制改革推進室長、彦谷規制改革推進室次長、大野参事官

（ヒアリング出席者） 国税庁：石澤課税部酒税課企画調整官

厚生労働省：浅沼大臣官房生活衛生・食品安全審議官

厚生労働省：三木医薬・生活衛生局食品監視安全課長

厚生労働省：藤田医薬・生活衛生局生活衛生課長

厚生労働省：吉田医薬・生活衛生局生活衛生課課長補佐

内閣府：藤原子ども・子育て本部審議官

厚生労働省：大月子ども家庭局保育課企画官

厚生労働省：山田政策統括官付政策統括室政策立案総括審議官

厚生労働省：吉永労働基準局審議官

厚生労働省：河野労働基準局労働保険徴収課長

厚生労働省：姫野保険局保険課長

厚生労働省：濱村年金局事業管理課年金事業調整官

厚生労働省：村田職業安定局雇用保険課長補佐

厚生労働省：瀧原政策統括官付参事官付

雇用・賃金福祉統計室統計管理官

厚生労働省：梅田健康局結核感染症課感染症情報管理室長

4. 議題：

（開会）

1. 個人事業主の事業承継時の手続簡素化について

（国税庁、厚生労働省からヒアリング）

2. 「行政手続コスト20%以上削減」に向けた各省取組のフォローアップ

・重点分野「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」（就労証明書）

について（内閣府、厚生労働省からのヒアリング）

・重点分野「社会保険に関する手続」及び「調査・統計に対する協力」について

（厚生労働省からのヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋座長 それでは、時間となりましたので、第2回「デジタルガバメントワーキング・グループ」を開催させていただきます。

本日、大塚副大臣が遅れて御出席されます。また、岩下座長代理が遅れて御出席されません。

堤専門委員、八剣専門委員が御欠席でございます。

それでは早速、議事に入ります。

本日は、議事の1つ目として「個人事業主の事業承継時の手続簡素化について」取上げたいと思います。

本件につきましては、本年6月に閣議決定された規制改革実施計画においても、個人事業主の事業承継時の手続に関し、生前贈与を含む事業譲渡の場合にも簡素な届出で承継を認めるための規定を設ける等、簡素化のための措置を講ずることとされているところでございます。財務省、厚生労働省に対しましては、資料1-1、1-3のとおり論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について御説明を頂戴したいと思います。

お忙しいところ、どうもありがとうございます。

それでは、早速でございますが、それぞれ5分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。財務省からよろしく申し上げます。

○国税庁（石澤企画調整官） 国税庁酒税課で企画調整官をしております石澤でございます。本日は企画官の齋藤が急な政務の対応で出席できなくなりましたので、代わりに私のほうから酒類の免許に係る事業承継時の手続の簡素化につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、資料1-2-1を御覧いただきたいと思います。令和元年6月21日に閣議決定された規制改革実施計画におきまして、個人事業主の事業承継時の手続に関し、簡素化のための措置を講ずるとされているところ、酒類業を所管する国税庁といたしましても、酒類業者の円滑な事業承継は酒類業の健全な発達に資するものであり、事業承継手続の簡素化に向けた措置が必要であると考えているところでございます。

現行、酒類の製造及び販売業免許の相続につきましては、酒税法の規定により相続人が申告した場合、被相続人が受けていた免許を受けたものとみなされますが、個人事業主が事業承継する場合についても簡易な手続により譲受人が免許を受け継ぐことが可能となるよう、令和2年度の税制改正に向けまして、国税庁から財務省主税局に対して税制改正の申出を行っており、現在、税制改正プロセスにおいて議論されているところでございます。

続いて、資料1-2-2を御覧いただきたいと思います。次に、手続の簡素化を図る事業承継のパターンについて御説明をいたします。先ほど申し上げましたとおり、酒税法の規定により相続人が申告した場合、被相続人が受けていた免許を受けたものとみなされますが、上の四角囲みに書いていますとおり、①の民法上の相続順位にこだわらず、孫、兄

弟等が事業を承継する場合、②の生前承継、先代存命時にする場合、③従業員等の親族外へ承継する場合につきましても、貴会議からの御指摘を踏まえまして、簡素な手続により免許付与が可能となるよう、財務省主税局に申出を行っているところでございます。

なお、手続の簡素化に係る具体的な内容や施行時期を含む今後のスケジュールにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、税制改正プロセスにおいて議論されているということでございますので、この場で予断をもって申し上げることは困難でありますけれども、現在実施されている税制改正プロセスでの議論が了するなどの適宜のタイミングで事務局を通じて委員の皆様方にはその具体的な内容を御報告させていただきたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、厚労省、よろしく申し上げます。

○厚生労働省（浅沼生活衛生・食品安全審議官） 続きまして、厚生労働省でございます。生活衛生・食品安全審議官の浅沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本年6月に閣議決定いたしました規制改革実施計画におきまして、個人事業主の事業承継時の手続に関し、相続について簡素な届出で許認可等の承継を認めている場合には、生前贈与を含む事業譲渡の場合と同様に簡素な届出で承継を認めるための規定を設けるなど簡素化の措置を講ずるとされております。

これを踏まえまして、資料1-3のとおり、食品衛生法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法につきまして、その検討状況の説明をとの御依頼をいただいておりますので、まとめたものを資料1-4として提出させていただいております。そちらに基づいて御説明をさせていただきたいと思っております。

法律ごとに記載しておりますので、順番どおり御説明させていただきます。

まず、食品衛生法についてです。省令改正等によりまして、事業譲渡に伴う許可申請時の提出書類の簡素化・削減を行うことを考えております。具体的には、営業施設の構造設備に変更がない場合には、図面等の構造設備に関する記載や書類を不要とし、事業者の御負担を軽減することを考えております。また、営業施設の構造設備に変更がない場合には、許可申請を受けて行われる施設検査を省略して差し支えないことを明確化することも考えておりまして、これによって検査に対応する事業者の御負担の軽減につながるものと考えております。

そして、これらの取り扱いによりまして、事務を省略した場合における手数料につきましては、引下げを検討することを自治体に対して通知することを考えており、これによって事業者の負担軽減が図られるものと考えております。

スケジュールに関しましては、厚生労働省内の作業、更には地方自治体の準備期間も考慮いたしまして、令和2年春を目途に改正省令を公布し、秋を目途に施行することを想定しており、関係の通知についてもこれに合わせて発出することを想定しているところでござ

ございます。

次に、理容師法でございます。理容師法につきましても、省令改正等による届出時の提出書類の簡略化・削減を行うことを考えておりまして、具体的には構造設備や理容師に関する状況についての変更がない場合には、これらに関する記載や書類を不要とすることにより、事業者の御負担を軽減することを考えております。

また、構造設備の使用前の検査・確認につきましても、構造設備に大規模変更がない場合には確認ができているものとみなす旨の解釈を明確化し、使用前検査を不要とすることにより事業者の負担の軽減を図ることを考えております。

これらの取り扱いによりまして、事務を省略等した場合における手数料につきましても引き下げを検討することを自治体に対して通知することを考えており、これによって事業者の負担軽減が図られるものと考えております。

スケジュールに関しましては、先ほど御説明した食品衛生法と同様のものを想定しているところでございます。

次に、美容師法でございます。美容師法につきましても、省令改正等により届出の提出書類の簡略化、削減を行うことを考えており、これによって事業者の御負担を軽減することを考えております。

また、構造設備の使用前の検査・確認につきましても、先ほど御説明申し上げた理容師法と同様に、実質的には使用前検査を不要とすることにより、事業者の負担の軽減を図ることを考えております。手数料の関係、スケジュールに関しましては、先ほど御説明した理容師法と同様の検討を行っているところでございます。

続きまして、クリーニング業法でございます。クリーニング業法につきましても、届出の提出書類の簡略化・削減により、事業主の御負担を軽減することを考えております。構造設備の使用前の検査・確認につきましても、構造設備に大規模な変更がない場合には確認ができているものとみなす旨の解釈を明確にし、使用前検査を不要とすることによって、事業者の負担の軽減を図ることを考えております。

手数料の関係、スケジュールに関しましては、これまで御説明した各法律と同様の検討を行っているところでございます。

最後に旅館業法でございます。旅館業法につきましても、省令改正等による許可申請時の提出書類の簡略化・削減による事業主の負担の軽減を考えております。また、手数料、スケジュール等につきましても、これまで御説明した各法律と同様の検討を行っているところでございます。

最後なのですけれども、相続の場合の手續との比較についてでございます。これまで御説明いたしました内容を整理し、相続の場合と比較した表を別添としてお示ししておりますので、御覧いただければと思います。2枚になっております。

一番左の欄が現行制度でございまして、真ん中の欄が今回御説明した手續の簡素化の措置を行った場合のイメージ、そして一番右の欄が相続の場合となっております。

措置後のイメージと相続の場合とを比較しますと、真ん中の欄と一番右の欄ですけれども、構造設備等の添付書類の省略、施設整備に関する検査の省略、手数料の引下げによりまして、事業譲渡の際の事業者の手続は、実質的に相続の場合と同様に簡素化されるものと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御質問等があればお願いしたいと思いますが、比較論点が簡略な財務省からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○川田専門委員 ありがとうございます。

確認なのですが、別表の「事業承継手続の改正」について、改正で「簡易な手続による承継を可能とする」とありますが。これは現行制度における相続人の「申告した場合、免許を受けたものとみなす」という手続と同様の手続をすればよいということなのでしょうか。

○国税庁（石澤企画調整官） 我々が申出を行っている事項はまさに今、委員から御指摘があったような形で、相続と同じような形でその後の申告手続によってそれを承継したものとみなすと。今までであれば新規で免許申請を行うような形の手続が必要になりますけれども、それがなくなるということを目指して申出を行っているところでございます。

○川田専門委員 わかりました。

○高橋座長 財務省について、いかがでしょうか。

税制改正プロセスでいろいろ明確なことを言えないというのはよくわかるのですが、御庁の立場としてしっかりそこは働きかけていくという姿勢でいらっしゃるということでしょうか。

○国税庁（石澤企画調整官） もちろんそういう姿勢で主税局のほうに申出を行っております。

ただ、いずれにいたしましても、しかるべきタイミングで事務局を通じまして、一応こういう中身になりましたということは委員の皆様には御報告をさせていただきたいなと思っております。

○高橋座長 財務省及び国税庁としては、その姿勢はしっかり持っているということでしょうか。

○国税庁（石澤企画調整官） そういう理解で結構でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。財務省関係はよろしいでしょうか。

それでは、予算の時期でお忙しいこともありますので、財務省はほかにないということでございますので、これでお引取りいただいて、ありがとうございます。お忙しいでしょうか。どうもありがとうございました。

（国税庁 退室）

○高橋座長 それでは、次に、厚生労働省につきまして御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 ありがとうございます。

前回の行政手続部会でもこの議論はいろいろあったところですので、少々確認させてください。私の記憶では、生前承継の手続が非常に煩雑なので、死亡承継と同じような手続をする形に変えていくという方向性だったと思います。しかしながら別表を見ますと、例えば食品衛生法では、死亡承継の場合には届出で済むことになっているのに、生前継承の措置後のイメージは、現行制度と変わらず許可申請のままになっています。つまり、許可であることに変わりはないようですが、どうして死亡承継と同じように届出のみで対応できないのでしょうか。これは手続きの簡素化に留まった省令改正です。許可ではなく届出のみとするには法律改正ならば可能だと思います。どうして法律改正ではなく省令改正でやろうとするのか理解できません。

○厚生労働省（浅沼生活衛生・食品安全審議官） 御質問ありがとうございました。お答え申し上げたいと思います。

法律改正ではなく省令改正で対応することはなぜかということですが、その理由といたしましては、相続の場合と、今回この表で御覧になっていただいたとおり比較した場合の事業者負担について、省令改正等によって相続と同程度に解消することが可能ではないかということ。それと、またこの法律改正を行う場合には一定の準備期間を要しなければいけないこととともに、国会での審議を経ることとなりまして、実際に措置に至るまではどのくらい時間がかかるか、正直我々としては不透明であるという状況でございます。

一方、省令改正等であれば迅速にかつ確実に対応が可能であるということですが、令和2年という目標がございますので、つきましては省令改正で対応させていただければと考えている次第です。

○高橋座長 いかがでしょうか。

○川田専門委員 確実に手続が省略される、確実に手数料が下がるようなことが大事なのですが。省令による改正だと、本当にやるかどうかは自治体の判断によるところが大きいので、きちんと法改正をして統一的にやった方が徹底されるのではないかと。各種手数料減免を自治体に技術的助言として通知したとしても、引下げをするかどうかは自治体の判断に委ねられるわけですし、書類も省略ができるといっても、事業者に省略を認めないこともできるわけです。そういう意味では、我々事業者からすれば徹底されることが必要でして、そのためには法改正のほうがありがたいと思います。この方向性は前回の行政手続部会でも審議されていたと思いますので、ちょっと私は違和感を覚えざるを得ません。

○高橋座長 どうぞ。

○厚生労働省（浅沼生活衛生・食品安全審議官） 御質問ありがとうございました。お答

え申し上げます。

今の委員の御指摘についてでございますが、令和2年という期限が片方で示されております。そうなりますと、先ほど申し上げたとおり、法改正となりますと一定の準備期間を要するとともに、ここがポイントなのですけれども、立法府たる国会での審議を経ることとなります。実際にその措置に至るまでは正直、厚生労働省行政の中でどれくらい時間がかかるかというのは不透明でございます。ですので、法律改正を優先するのではなく、確実にかつ迅速に対応が可能な省令改正による対応を検討しているところでございます。

ですので、私どもといたしましては、委員の御指摘のとおりで決して法律改正による対応の可能性を否定するわけではないのですけれども、事業譲渡についての届出のみで可能とすることについては、今、申し上げたような状況も踏まえますと、やはりちょっと慎重に検討すべき要素があるのではないかと考えております。

また、場合によっては関係の審議会等での御意見だとか、関係団体の御意見だとかも踏まえて考えなければいけないので、当面は提言いたしましたとおり、省令改正等での対応をさせていただきながら状況を確認しつつ、そして法律改正は先ほど申し上げたとおり国会情勢等の関係も含めて大変重い手続という受け止めもしておりますので、申し上げたような対応でさせていただければと考えております。

○高橋座長 先ほど川田専門委員が前回の行政手続部会でのやりとりを御紹介いただきました。そのときの議事録をひっくり返してみましたが、当時の竹林生活衛生課長が、政府全体として統一的に足並みをそろえていくと、明確におっしゃっているのですね。ほかの役所は全部、法律改正でやっていらっしゃるのです。国会審議は一緒なのです。そういう意味で、厚労省のお仕事が非常に忙しいのはわかるのですけれども、そこを放置されるというのはあり得ないと思うのです。この試みを、政府全体のなかで、厚労省だけ省令で済ませるといふ形はあり得ないと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○厚生労働省（浅沼生活衛生・食品安全審議官） まず、手続論で申し上げるならば、先ほど申し上げたことの繰り返しになりますけれども、令和2年という期限、これが片方で非常に重くのしかかっております。

○高橋座長 繰り返しますけれども、令和2年でできるかできないか、それはわかりません。御省の努力次第だから。結果としてできなくても、その努力を放棄するというのはあり得ないのではないのでしょうか、ということをおっしゃっているのです。令和2年をちょっと過ぎても、やると決めたのですから、それは絶対に、ちょっと期限が過ぎても努力していただくのが当たり前ではないのでしょうか。

○厚生労働省（浅沼生活衛生・食品安全審議官） お答えいたします。

私どもも法律改正による対応の可能性は否定しておりませんが、片や閣議決定の中で令和2年措置という話がございますので、まずはこの手続の簡素化ということを中心に生前承継については省令改正等で果たすことができるのではないかとということで対応を考えているところであります。それに対して、例えば何か御懸念点というか、構造設備等々の簡

素化ではまだ不十分だという話があるのならば御指摘いただければと思います。

あと、法改正のところは何度も繰り返して申し訳ないですけども。

○高橋座長 わかりました。法改正の話は結構です。

例えば、不十分だという御指摘を賜れば検討したいということなのですが、自治事務ですよ。通知とかいったって、基本的に法令運用しているのは自治体なので、それは技術的な助言にすぎないわけです。それで確実にできるかというとできないわけですね。そういった意味では、措置はしてもその措置が不十分だというのは明らかなのではないでしょうか。

どうぞ。

○厚生労働省（浅沼生活衛生・食品安全審議官） お答えいたします。

例えば徴収する手数料のお話がございますけれども、これは地方自治法の解釈といたしましては、実費等を勘案して定めることとされておるものと承知していますので、これを踏まえたと各自自治体においては現状と比べれば事務が省略された場合においてはおのずから手数料の引下げといった適切な措置をとっていただけるものと考えておりますし、私どものほうからもその点につきましてはお願いをいたします。

また、御指摘のとおりで煩雑な手続があることで生前承継が阻害されることのないようにしたいというのは、私どもも同じ思いでございますので、その点も含めて自治体でいろいろ書類のことについての省略については重ねてお願いをしていくというふうに考えています。

○高橋座長 佐藤委員。

○佐藤委員 今の話の続きなのですが、多分、参考資料2は皆さんで共有いただいていると思うのですが、そこの7ページに飲食業とか理容業のそれぞれの今の相続と生前承継について、現行の制度だと思うのですが、違いが出ているのですが、やはり自治体によって違うのかなというのがあって、例えば東京都の場合、飲食業について言うと、水質検査成績書なるものの提出を求めている、でも、これは御省の書類の中には出てこなかったのです。あと面白いのは、札幌市の場合は理容業・美容業なのですかね。従業員が結核ではない旨を、今の時代に結核があるかどうか知りませんが、結核ではない旨を証明する書類を出してもらっているのです。あと、講習会の修了証を出してもらっているのです。やはり通知でやると、これは確かに自治事務なので、それぞれの自治体の独自の解釈が出てきますので、やはり法律で統一的にやるというふうにしないと、現場はこれまでどおりにならざるを得ないし、こういう業務が煩雑であれば当然手数料も高くなるわけです。当たり前ではないですか。なので、業務が簡素化すれば手数料が下がるというのはそのとおりのかもしれませんが、結果的に業務は簡素化しないのではないですかということが多分、こちらの問題意識になっているのではないかと思います。

1,700の自治体がありますので、そのことも考えると、今の時代、通知とかでいっても必ずしも自体はそれぞれ答えてくれるとは限りませんが、泉佐野市が言っているとおりの、答

えなくても法律違反ではありません。したがって、そののところはもう少し統一的にやろうというのであれば、やはり法律レベルで対応しないと担保できないというふうに思うのです。つまり、ちゃんと自治体がこちらのメッセージを正しく受け取ってくれるかどうかということは担保できないと思うのです。

○厚生労働省（浅沼生活衛生・食品安全審議官） お答え申し上げます。

今いただいた提出資料でございます必要な資料の項目につきましては、食品衛生法の話ですので、食品衛生法施行規則第67条第1項に規定のあるものであれば、それは対応できるのですけれども、今おっしゃったとおり地方自治体によっては条例により追加的な資料提出を求めているというふうに我々も承知しています。例えば今の結核のお話にしましても、水質基準のお話にしましても、自治体ごとに個別に求めているところがございますが、それは決して承継本体に伴うものではなく、例えば施設基準と衛生管理の基準というもののすみ分けが、我々としてはなされているつもりなのですけれども、自治体によっては合理的にそれをまとめてとろうというところもございますので、そういった一見過分に見える負荷をかけているように、委員の御指摘のとおりとられているのかもしれない。

しかしながら、その中身というのは、あくまで施設基準と衛生管理ということを考えてと、例えば結核にしましても、水質基準にしましても、どちらかという衛生管理の話でございますので、あくまで施設基準の話ではないということもありまして、現行では法律上の位置づけはそこにはないということでもあります。ですので、今回の措置を行うに当たりまして、仮に生前承継を省令で規定する場合には、構造設備の由来に関する事項の省略ということは徹底して自治体のほうにお示しをした上で、依頼ベースで手数料の減免等は進めていきたいと考えているところです。

○濱西専門委員 今の質問に関連するのですが、これは本当に条例で追加されている条例事項なのでしょうか。行政指導によって追加されている可能性があるのですが、本当に条例事項だという確認はとれているのでしょうか。

○厚生労働省（三木食品監視安全課長） お答えいたします。

東京都の場合は確認がとれてございませんけれども、参考資料1にございます埼玉県の場合が食品衛生法の関係で3ページに新規開業の場合というのがいろいろございまして、そこではいろいろ水質検査の成績書であるとかということが書かれていると思いますが、これは埼玉県食品衛生法の施行細則の中で規定をされておりますので、埼玉県のほうでそれに基づいてとっているというようなことでございます。

今、審議官のほうから御説明がございましたが、こういうことについて、そもそも営業許可につきましては、施設基準、施設の構造であるとか施設の設備が整っていれば一定の許可を出すということにしておりますので、そこは衛生規制、衛生管理のほうとは切り離して対応するよということによって通知等でお示しすることによって、ある程度統一感が出るのではないかと考えております。

また、食品衛生法の場合は昨年、法改正を行いまして、施設基準については国のほうで

示すという方向で今後施行されることになっておりますので、そこは自治体間での統一化、平準化を図っていこうということでやってございますので、そこは衛生管理のほうと施設基準、さらに施設基準に基づく許可ということで分かれて対応がなされていくものというふうに考えてございます。

○厚生労働省（吉田生活衛生課課長補佐） 先ほど結核のお話があったけれども、結核でないことの証明書につきましては、条例とか自治体の裁量ではなく、厚生労働省令のほうで統一的に求めているものでございますので、その点補足いたします。

○高橋座長 どうぞ。

○佐藤委員 議論が混乱すると嫌なので、多分、新規開業と生前承継はちょっと違うと思うのです。原則からいうと、新規開業は何もないところから新しいお店を始めるわけだし、生前承継であろうと相続であろうと、これは要するに継続事業ですね、はっきり言うと。なので、もともと生前承継のところに新規開業と同じ基準を当てはめること自体がちょっとおかしいのではないかという議論があるのだと思います。だからこそ生前承継のところは簡素化してくれ、簡素化してくれという話だと思うのです。

御省のほうではどうしても施設基準のほうに議論が行きがちですけれども、施設基準のほうの簡素化はわかったのですが、その周りのもの。例えば水質検査であれ、先ほどの結核であれ、別にやるなど言っているわけではなくて、それを定期的に検査することは必要ですけれども、それをなぜ承継のときにやらなければいけないかというのはまた別の問題ではないですか。例えば何年間に1回立入検査をすとか、それは企業でだってあることですね。結核だってそうですね。恐らく趣旨は、水質が大丈夫ですか、従業員の健康は大丈夫ですかということを定期的に見るとというのが本来の趣旨であって、それをわざわざ承継のときにやらなければいけないことですかとか、あるいは逆に承継のときにやってしまったらあとはやらなくていいのですかという話になってしまいますね。なので、そのあたりの統一感、現場でどのような整理をしているのか。規制は、するかしないかだけではなくて、いつやるかの問題があるのですね。なので、そのあたりは多分、わかりませんが、現場のほうでどういう手順を踏まえているのかということ、あるいはどういう理解をされているのかということ、そこはちょっと整理されたほうがいいのかと思うのです。

○厚生労働省（浅沼生活衛生・食品安全審議官） 御指摘の点は、ポイントとしては理解できます。つまり、承継時に必ず必要なものと、承継時なのだけれども、例えば衛生関係の今の検査等については、では一体いつやったらいいのだと。承継時にキックオフのところのタイミングがいいのか、あるいは例えば4月1日というふうに決まった日付でやったほうがいいのかというのは、承継されるお店というとあれですけれども、そういったところと地域と自治体との関係性の中で生まれてくるものだと思います。ですので、例えば親から子へみたいところで、もともと御商売をやられているところが生前承継をされる場合だったら、多分そのまま地域の中でその御商売をやられているということなので、つながりが出てくるかもしれませんが、全く知らない第三者がいらして、例えばい

きなり食品衛生関係の業務をやるとなると、それはいろいろな意味で不安があるということもあって、キックオフの時点で、例えば検便にしても、衛生関係にしても、検査の結果を求めるのではないかというふうに推察はされます。

いずれにしても、そういったところでケース・バイ・ケースといったところが実態としてはあるわけなので、先ほどちょっと私どものほうから御答弁申し上げたとおり、構造設備の話は構造設備の話でしっかりやるのですけれども、それと衛生管理の関係がリンクされているようなところが見受けられるので、それはきちんと分けて考えてくださいということを考え方としては徹底したいと考えています。

○高橋座長 ただ、それも重要だと思いますが、施設検査は構造基準ですね。施設の検査は構造基準関連ですね。

○厚生労働省（三木食品監視安全課長） お答えいたします。

施設検査については、当然、施設基準というのがございますので、その構造、天井とか床が平滑であるとか、清掃がしやすいとか、あとは設備、そのものをつくるに当たって必要な、例えばシンクがあるとか、調理の台があるとかいう設備があるということが施設基準でございますので、それがあかないかということを確認するというのが施設検査。

○高橋座長 ですから、これは構造基準関係ですね。

○厚生労働省（三木食品監視安全課長） 構造基準関係でございますけれども。

○高橋座長 それで、そこのところは通知で済ませるといってお話をされているんですね。

○厚生労働省（三木食品監視安全課長） はい。先ほど委員のほうから御説明があったとおり、引き続き行うという場合については、当然、施設基準は引き継がれますので。

○高橋座長 ですから、それを通知でやるとおっしゃっているんですね。

○厚生労働省（三木食品監視安全課長） はい。

○高橋座長 法令改正ではなくて通知でやるとおっしゃっているんですね。それは足りないのではないのでしょうかということです。省令でやるのですか。

○厚生労働省（浅沼生活衛生・食品安全審議官） はい。省令改正で対応したいと思っております。

○高橋座長 施設検査を省略して差し支えないことは通知で明確化するということではないのでしょうか。

○厚生労働省（藤田生活衛生課長） 関係書類は省令改正でございますけれども、確認・検査を省略していいという旨を通知でやるということです。

○高橋座長 省略していいのは通知なのでしょう。だから、やはり足りないと申し上げているのです。要するに、当面令和2年についてはこれでやりますという御説明はわかりました。それで済ませるといって話ではないでしょう。審議会にもかけて、厚労省の関係の議員の方々にも説明して、政府全体で速やかに法令改正までこぎ着けてくださいとお願いをしているのです。そこをちゃんと約束してくださいと申し上げているのです。当面令和2年をクリアするにはそれでいいですよ。でも、それは要するに足りない部分はやめますと

いう話にならない。それは議員の皆さんや審議会にかけて、御説明申し上げる。ほかの役所は全部やっているのですから。足りない部分が明確に残っているのですから、しっかり措置したいので御協力くださいとって説得し、ちゃんと措置しますという方向性をこの場に出していただきたいのです。

○厚生労働省（浅沼生活衛生・食品安全審議官） 御指摘はまず承知しますけれども、ただ、例えば今回は令和2年までということであれば省令改正でやりますけれども、その後の話というのは、私どもも法律改正を否定しているわけではないのです。ただ、ちょっとフランクに言うと、どのタイミングで、どういう形で、どういうふうに改正ができるかというのは、私どもも行政だけでは判断しかねるところもあるので。

○高橋座長 ですから、財務省、国税庁にも、同様のお願いをしました。厚労省としてはその姿勢を見せてくださいとお願いしているのです。行政府としてその姿勢で関係に働きかけるということを姿勢で明確にしてくださいとお願いしているのです。

○厚生労働省（浅沼生活衛生・食品安全審議官） 御意見は承知しました。

○高橋座長 いや、ですから、約束してください。この場で。

○厚生労働省（浅沼生活衛生・食品安全審議官） 約束というのはどういう形で。

○高橋座長 やりますと、そういう方向で関係各所に働きかけますと。

○厚生労働省（浅沼生活衛生・食品安全審議官） 各省ではなくて各所ですね。期限等は特に。

○高橋座長 それは可及的速やかにではないのですか。だって、ほかの役所は法律改正でやるとおっしゃっているのですから、それはやはり可及的速やかにということでしょう。

○厚生労働省（浅沼生活衛生・食品安全審議官） わかりました。ちょっとそれは戻って検討させてください。方向としては御意見のほうはよく理解いたしました。

○高橋座長 ほかの先生方、いかがでしょうか。

どうぞ。

○田中専門委員 将来の法律改正も踏まえて感じたことを質問も兼ねて申し上げたいと思います。以前に行政手続部会でお約束いただいたのは、事業者目線で事業者の負担を減らすということと、できる限り相続の場合と同様に営業ができない期間がない形での承継を認めるということだったと思います。現行の制度では許可制の場合はもちろん届出であっても確認が終わるまでは営業できないことになっていますから、いずれの場合も営業ができない期間が生じてしまいます。先ほど相続の場合と同程度に解消することが可能だとおっしゃっていましたが、幾ら添付書類を整理していただいても、許可制や確認が終わるまで営業できないという規定が残っていたらギャップが生じてしまうことは解消できないと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○厚生労働省（三木食品監視安全課長） 食品衛生法でのお答えになりますけれども、例えば飲食店で生前承継をしよう、代がわりをしようといった場合には、お父さんから子供に代を移すという場合については、まずお父さんが許可を持っておりますので、その許

可を持っている範囲の中で子供が申請を出して許可手続を進めるということは可能でございますので、子供の許可が出るまでお父さんの許可で引き続き営業を行っていただくということは可能でございますので、無許可の期間ができるということはあり得ないということになります。

○田中専門委員 それは現行制度も同じだと思います。現行制度の下では円滑な事業承継ができないということで各所から要望が上がってきておりますので、現行制度と同じ説明をされても、それは改善したことにならないのではないのでしょうか。

○厚生労働省（三木食品監視安全課長） 制度的には許可という制度にはなりますけれども、私どもがやろうとしているのは省令改正をして、例えば一番大変なのが恐らくここで書いてある営業設備の概要とか図面を出せということの規定しておりますけれども、そういう煩雑な書類を簡素化して承継者さんの負担を減らそうということで考えてございます。

○田中専門委員 先ほども申し上げましたとおり、事業者目線での規制改革というのが規制改革推進会議の一つの大きなテーマだと思っています。提出書類を減らすことももちろん重要ですが、事業者の側から事業承継に時間がかかるのであれば生前承継をやりたくない、そういった点が事業承継の妨げになっているという意見が出ている以上、何らかの形でそれに対応する姿勢は示すべきなのではないのでしょうか。

○厚生労働省（浅沼生活衛生・食品安全審議官） 御答弁いたします。

田中専門委員の御意見はごもっともなところがありまして、今、自治体によって日数の差はいろいろあるのですけれども、大体いろいろ調べてみると、早ければ1週間以内ぐらいで出ていて、ちょっと時間がかかるところでも2週間ぐらいで今の許可制の中での承継ができていますのですね。ですから、今回の措置をすることによりまして、事務手続がより簡素化されれば、その期間がより短くなることは期待できるころだと思われま。それは今回の措置を通じまして、どれくらい短くなったかというのはバックデータでとったりとか、あとはその後、確認をして徹底できているかどうかというのは対応させていただこうと思います。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

次長、どうぞ。

○彦谷次長 すみません。事務方から質問させていただきます。

相続の場合は突然亡くなられることがあるわけですが、生前承継であれば事前から何月何日に承継するということがわかるわけでございますね。そうしますと、事前にその前から許可申請なりを出して、まさに田中専門委員がおっしゃったようにギャップが生じないようにするとか、そういうことは可能ではないのですか。

○厚生労働省（浅沼生活衛生・食品安全審議官） 可能にしたいと思っています。可能だと思います。

○高橋座長 根本に立ち戻って、法律改正でないと足らざるものがあるということは御理解いただいたと思います。可及的速やかに横並びで措置していただく方向でお願いします。

そういう御回答をいただくまで我々は引きません。措置して頂くまで何回でも来ていただきますので、そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

お忙しいところ、どうもありがとうございます。引き続き、本当に厚労省はお忙しくて恐縮でございますが、御協力のほどよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございます。

(厚生労働省 退室)

○高橋座長 続きまして、「『行政手続コスト20%以上削減』に向けた各省取組のフォローアップ」について、重点分野「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」（就労証明書）について取り上げたいと思ひます。

内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省に対しては、資料2-1のとおり、論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について御説明を頂戴したいと思ひます。

(子ども・子育て本部、厚生労働省 入室)

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、恐れ入ります。10分程度で御説明を両府省からお願ひしたいと思ひます。

○内閣府（藤原審議官） 内閣府の子ども・子育て本部審議官でございます。今日は厚生労働省の保育課と両府省でお伺いさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

保育の就労証明の書類についてということで論点を3点ほど頂戴しておりますので、回答に当たる資料2-2-1、また、標準的な様式の活用状況ということで資料2-2-2の2種類の資料をお手元に配らせていただいているかと思ひます。順番に御報告させていただければと思ひます。

まず1点目でございますけれども、就労証明書の行政手続コストの削減についての最近の進捗状況ですとか、それから夏に新たに大都市向けの標準的な様式を提示しておりますので、標準的な様式の活用状況の調査の結果についても併せて御報告を申し上げたいと思ひます。

1枚目のところでございますけれども、まず昨年10月からマイナポータル上に就労証明書作成コーナーを開設してございます。今年10月時点でこちらに登録されている自治体の数は全体の95%の1,668自治体で登録をいただいているということでございます。したがって、ここに登録をいただいている自治体であれば、この作成コーナーから様式をダウンロードするなり電子記入をすることが可能になるということでございます。

それから、平成29年に標準的な様式を先行的に作成いたしまして、その活用を促進してきたところでございますけれども、今年3月の行政手続部会でも御報告、御説明申し上げましたけれども、その時点で大都市、これは23区、それから人口100万人以上の政令指定都市で見ますと、導入率が約12%と低調であったということがございました。

そこで、大都市につきましても活用いただけるよう、必要な項目を、23区ですとか関係の市町村とも相談した上で精査いたしまして、今年8月に大都市向けの標準的な様式を提示し、特別区の区長会などにおいて活用を促してきたところでございます。

現在の活用の状況あるいは活用の意向の状況について、8月末の時点でアンケート調査を行ったものが資料2-2-2でございます。併せて見ていただければと思いますけれども、就労証明書の標準的な様式、今はこれまでの標準的様式と夏に新たに示しました大都市向けの標準的様式の2種類がございますが、この活用状況の調査をいたしましたところ、全国の自治体のうち左側の緑の円グラフでございますけれども、半分強、約53%の自治体でいずれかの様式を活用あるいは活用予定であるという御回答をいただいております。

また、特に課題となっております大都市でございますけれども、右側のブルーの円グラフですが、政令市と中核市市と特別区、全部合わせて101自治体でございます。こちらについての活用状況を見てみますと約6割、これは赤い部分で囲んでいる部分でございますけれども、6割の市区で将来的な活用も含めてではあります、標準的な様式の一定程度の普及が見込まれているということでございます。

少し細かく見ていくと、もとの標準的様式を使っていますよというところもあれば、今回新たに示された大都市向けの標準的様式を活用する予定であるというところもあれば、また、標準的様式を今は活用しているけれども、大都市向けの標準的様式に変えて活用しようかなと思っているようなところ、幾つかタイプがありますけれども、全体としては6割の市区で活用予定があると回答をいただいているところでございます。

就労証明書の電子的な作成が可能になること、それから項目の標準化が進むこと、こういったことを促進していくということによりまして、目標である作成作業時間の2割程度の削減を何とか達成したいと考えております。

今後とも引き続き標準的な様式の活用を更に促していくこととともに、活用状況や電子的作成への対応状況についても引き続き把握をしていきたいと思っております。

資料2-2-1の2枚目で、この標準的な様式を提示して普及を図っているわけでございますけれども、この標準的な様式をそのまま使うところもあれば、さまざま項目によっては使わないものがあったり、独自に追加をしたりという形で使われる可能性があるわけですが、その状況がどうなっているのかというお尋ねでございます。

今般実施をいたしました就労証明書の標準的な様式の活用状況調査、今年の8月末の時点での意向を把握したものでございます。特に大都市向けの標準的様式の普及が非常に重要な課題となっているわけですが、今年の8月に各自治体に示したところでございますので、多くの自治体ではいずれかの標準的な様式を活用するかどうか、使う場合にもどのような項目については独自に提出を求めたいとするかどうか、こういった意思決定をされている途中だと思いますので、具体的な活用に向けて検討を行っている途上ではあるのかなと思っております。

このような状況を踏まえまして、ある程度御検討が進んだ後で各自治体における不使用項目ですとか、独自の追加項目については、改めて調査をすることとしたいと考えております。

3点目でございます。押印不要化を含め、デジタルで完結する仕組みの構築に向けて関

係省庁と協力して検討を進めるということになっておりますので、今後の具体的なスケジュールについてということで御報告申し上げたいと思います。

デジタルで完結する仕組みの構築ということにつきましては、まずは押印不要化を含む文書の真正性をどうやって担保するのかですとか、電子的な提出経路、特に企業と自治体と保護者の3者間をどのようにネットワークでつなぐのかという、このあたりは番号室ですとかIT室、私どもの内閣府子ども・子育て本部だけではなくて、関係する部署とよく課題を共有して検討をする必要があろうかと思っております。

なお、押印不要化につきましては、今回、大都市向けの標準的様式を検討するに当たりましてさまざまヒアリングを行って、御意見を伺ったのですが、書類の信頼性の確保の観点から押印欄のニーズは依然として高いという状況ではございました。やはりこの就労証明書というのは保育の認定をするに当たりまして、特に待機児童の多い都市部におきましては、公平・中立的な観点からどの親御さんが保育の必要度が高いのかということをよく見極めて、順位づけをするようなときに使う資料になるものであるということから、かなりそこところは会社からきちんと出されたものであるということを確認するために押印欄は残してほしいという御意見が多かったという状況ではございます。そのあたりの事情があるということは御説明させていただければと思います。

より多くの自治体において、2種類ある標準的な様式をしっかりと活用いただけるように促していくということが非常に重要だと思っております。マイナポータル上の就労証明書作成コーナーの活用を含めまして、電子的な作成も併せて促進をするということにしたいと思っております。

特に来年度、令和2年度につきましては、IT室を中心に自治体における子ども・子育て支援関係のシステムが自治体によってばらばらであるという状況について標準化に向けた検討を進めるということにもなっておりますので、こういった政府全体のデジタル化の流れも踏まえまして、本件、子ども・子育ての関係の保育の就労証明のあり方についても引き続き検討を進めていきたいと考えております。

こちらからの状況の御説明については以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、質疑応答したいと思います。いかがでしょうか。

川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。

就労証明書につきましては、事業者の負担が相当高いので、今回対象になっているわけですが。説明を聞いていますと、例えば押印の省略は困るとか、自治体の要望についてはよくお聞きになっているようですが、事業者側の要望はどれだけ把握をされているのでしょうか。今年6月に閣議決定した基本計画では、平成31年上期には大都市の地方自治体において導入が進んでいない理由を分析し、実践的に対策をとっていくということが述べら

れており、事業者側の意見をよくよく斟酌していただくよう、ぜひよろしく申し上げます。

○内閣府（藤原審議官） おっしゃるとおりだと思います。そもそもこの案件は事業者サイドの負担を軽減するという非常に重要な課題を実現するためにやってきたところですので、これまでも大都市向けの標準的様式を作成する過程におきましても、経団連さんですとか日商さんとも意見交換をした上で、この標準的な様式の活用の促進について、ともに連携をしながら進めていきたいと思いますという話し合いをしておりますし、実は子ども・子育て会議という審議会が私ども内閣府の子ども・子育て本部で担当しているのですが、そこで子ども・子育て支援法の様々な制度の見直しですとか運用改善について議論いただいており、この審議会にも経済界からの委員がおられますし、地方三団体や保育関係団体からも委員がお入りいただいているという、関係者が一堂に集まる場でございまして、本日同時刻に開催している子ども・子育て会議でまさに大都市向けの標準的様式を御説明申し上げて、是非自治体の皆様に活用していただきたいということを事務方からも御説明申し上げていますし、恐らく経済界の皆様方からもしっかり取り組んでほしいということをしていただくことになろうかと思っております。

いずれにしても、我々としても経済界と連携をしてまいります。経済界からも今度は自治体のほうに働きかけていただくということは、都道府県単位で見ても非常に有効な施策だと思いますので、そういったことを是非連携しながらしっかり進めていきたいと考えております。

○高橋座長 ほかはいかがでしょうか。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 1点御質問させていただきます。

標準的な様式が普及しないとなかなかデジタル化の方向に進んでいかないということがありますので、標準的な様式の普及に努められるのが優先されるというのは理解できると思います。しかし、やはり全体計画というのですか。それがなくなるとなかなか標準的な様式の普及も滞るといったところがありますので、デジタル化について、電子政府化へ向けての動きについて、いつごろまでに実現されるつもりなのか。その点がこの説明ですと完成期限がよく分からないのですね。そこをまず教えていただきたい。

○内閣府（藤原審議官） 電子政府化の取組につきましては、本日、いらしていないIT室などとも連携してしっかり進めていきますというふうに申し上げさせていただきたいのですが、特に子ども・子育て本部が持っている就労証明書の標準的な様式をしっかり普及させていくということがまず重要であるということかと思っておりますので、この8月末の時点での活用状況を把握はできましたけれども、実はその後、実際に2年度にどのように使われているとか、項目をどういうふうにアレンジされているとか、そのことによってどのくらい削減の効果があるのかということについて、まだ緒についたばかりですので、そこまで私どももきちんと把握がし切れていないところがございます。ですので、少なくとも令和2年度におきまして、どのような活用状況になっているのかですとか、あるいはそも

そも使わないよと言っている自治体が、数は少ないのですけれども、まだ幾つかございますので、そういったところで活用の予定がないというところが一体どういう理由で活用されないと言っておられるのか。幾つか見てみますと、電子化がむしろ進んでいるがゆえに、詳細な様式を自分たちで既に自前でしっかり作っていて、独自のシステムが構築されているという御回答もあつたりとか、さまざまな御事情があるようですので、よくその辺は我々も中身を少し見させていただいて、令和2年度に実際どうなったのかということもしっかり把握をさせていただければと思っております。その上で、こういった活用しないという自治体をどれだけ少なくしていけるかということをしっかり把握していきたいと思っております。

○高橋座長 どうぞ。

○濱西専門委員 まさにそういう独自のシステムを持っていて、だから標準的な様式を活用しないと言っている自治体に対して、変えさせていくためにも、標準的な様式の電子申請がどの自治体でも可能になると、それを改めていかに得ないということにも追い込んでいきます。標準的な様式の普及が優先されるというのは私も理解できるころではあるのですが、併せてデジタル化をいつまでに完成させるのかという全体計画を早急に検討していただいて、それを示していくことはやはり必要だと考えております。そうした中で押印みたいな話も、本人確認ができない三文判みたいなものでも通用してしまうわけです。したがって、そのようなことにも見直しはつながっていきますので、是非取組をお願いしたいと思います。

○内閣府（藤原審議官） 関係する府省もたくさんございますけれども、しっかり情報共有しながら進めていきたいと思っております。

○高橋座長 いや、ですから、工程表をつくってくださいというお願いなのです。少なくとも令和2年度になった段階できっちり工程表を作っていただきたいというお願いだと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○内閣府（藤原審議官） どこまで具体的に書き込めるかというのは中で精査させていただきますけれども、できるだけ具体的な工程表を作成していきたいと思っております。

○高橋座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○岩下座長代理 ちょっと質問させてください。こちらの論点に対する回答の冒頭からマイナポータルの話が出てきましたね。マイナポータルというのは現時点ではマイナンバーカードを保有している人しか使えないわけですし、かつPCにそれなりの利用の機能がないとなかなか使っている人はいないだろうと思うので、これに95%の自治体が対応しているというのはなかなか大変だなと思うわけですが、これは実際にどのくらい使われているものなのか。先ほど実態のこれからの調査が必要ですよとおっしゃったのですが、現時点での感触で結構ですので、教えてください。95%の自治体の中で実際にマイナポータルを使った作成コーナーを開設していたとしても、実際に使われている自治体はどのくらい

あるのかについて、私自身はちょっと疑問に思うのです。

もう一つは、マイナポータルは基本的にマイナンバーカードを持っている、今回で言うと就労証明書の発行を希望する者がマイナポータルを使うわけですね。そうすると当然そこに対してはそれを証明すべき企業側がそれをデジタルに承認するという形で、先ほどの承認の判子が必要かどうかという話につながります。企業が判子を押すかわりにマイナポータル上からリクエストされた就労証明書に対して、企業側が「確かにこの人は就労しています」ということを証明する手続が必要ははずですが、そういうのに企業側は対応しているのですか。もしマイナポータルから申請を入れる人がいるとすれば、それに対する承認を企業側が与えるという手続は具体的にどうなっていて、そこの部分についてどのように関与されているのかということをお教えいただけませんか。

○内閣府（藤原審議官） マイナポータル上の就労証明書作成コーナーを利用しているところがどのぐらいあるのかというのは、私ども、把握してございませんで、また改めて御報告の機会をいただければと思います。

○高橋座長 事務局、そこはどうですか。

○大野参事官 現時点で把握しておりませんので、マイナンバー室に相談の上、御回答させていただきたいと思います。

○高橋座長 では、佐藤委員。

○佐藤委員 その観点からも、ある程度工程表をつくらないと、マイナポータルと標準的様式と大都市向け標準的様式が並立する状況になってしまうのは余り望ましくない。どこかの段階で恐らくマイナポータルに集約させることになる。マイナンバーカードを普及させて、マイナポータルに集約させていくのだと思うのです。それはほかの行政手続も全てそうだからです。それは医療費控除も含めて。

なので、いろいろな行政手続をマイナポータルのほうに集約化させるという一つの流れはあるので、個人が申請するときですね。証明書をとったりするときとか。なので、ある意味、もし戦略的にやるというのだったらマイナポータルを徹底的に活用しましょうというのはあってしかるべきだし、そうすればマイナンバーカードの利用度も高まるので、普及の一助かもしれません。そこは一つの判断だと思うのですが、そういう意味でもいろいろなことをやって、そのまま移行過程ではいろいろな様式があったり、いろいろなアプローチがあるというのはわからないではないのですけれども、どこかで一本化していったら出口を見出していく、その意味でも工程表を作られたほうがいいのかないかと思いました。

○高橋座長 どうぞ。

○南雲委員 今の御指摘に関係するところですが、究極的な狙いはワンスオンリーを実現すると。つまり、マイナポータルを使って手続をすると、そこに入っている情報についてはいろいろな手続に使えるということがゴールなのだと思うのです。今、一つの手続について緊急性という観点から優先してやっているということでしょうけれども、マイナポータルに寄せていくという流れの中で、何をワンスオンリーとして実現するのかと

いうところの観点を失ってしまうと、サイロがいつぱいできてしまうというところに陥るので、工程表を作るということであれば、全体の中でどこがどうつながっていくのかというところについても落とさないようにしていただければと思います。

○高橋座長 いかがでしょうか。

○内閣府（藤原審議官） 多分、何段階かやるべきことがあるのかなと、今、先生方からの御指摘を伺いまして感じております。まず、標準的な様式をいかに普及していくかということ。今は2つあるわけですが、標準的な様式をできるだけ、いずれかを使っていただくということ。それから、マイナポータルを使った電子申請をいかにこちらの就労証明についてもつなげていくかと。ただ、この場合には、今でも子供についてはぴったりサービスという電子申請がマイナポータルでもできる状況にはなっているわけですが、外部の企業が証明したものをそこに添付することをどうするかということは、番号室ともよく相談をさせていただきたいと思ひますし、あるいはマイナポータルを使うかどうかは別にしても、自治体のシステムに外部の企業の情報を直接取り込むような仕組みができるのか、できないのかという議論もあり得るのかなと思ひますので、そのあたりも総務省において、自治体のシステムをどうしていくのかというふうな議論も一方でなされているように聞いておりますので、そのあたりの動きをよくよく見きわめて、子ども・子育て本部だけで完結するようなものではないので、関係府省とよく連携をしながら検討させていただきたいと思ひます。

○高橋座長 わかりました。

子ども・子育て本部との話については、IT室同席の上で改めてまたお聞きしたいと思ひます。要するに、具体的な工程表をどうするかという話ですね。

子ども・子育て本部と厚労省でできること、まず、どういうことをやっていただくのかということについては、今、やはり自治体で使う予定がなく、その中には独自にシステムが既に電子化しているような、作り込んでいるような自治体もあるということだと思いますが、その内容がまだわかっていないというのは非常に困るので、いつごろこれを把握されて、できれば先ほど経済団体のお話がありましたが、要するに都道府県の経済団体と連携して、その自治体に直接事業者から働きかけていただくことが可能になるようにその状況を公表する。子ども・子育て本部のホームページなどへ、文科省もやっていますので、いわゆるIT化の遅れた都道府県については文科省が公表するというのも約束していますので、そういった意味では子ども・子育て本部できちんとその状況を公表して、経済団体などが都道府県単位で働きかけができるようにちゃんと公表するというのはいつやっていたかですしょうか。申し訳ないのですが。

○内閣府（藤原審議官） まず、先ほど御説明申し上げました資料2-2-2の活用状況の概要紙についてはバックデータとしては個票がございます。全ての市区町村がどのように活用を予定しているかというのがございます。そちらについても内閣府のホームページで、明日以降になりますけれども、まず公表させていただきたいと思ひます。

○高橋座長 わかりにくいと困るのですね。やっていないところをちゃんとピックアップして、こういうところでやっていませんというのと、独自様式はこういう形でやられていますという、そこを分けてわかるようにしていただきたいと思います。自治体がばっと並んでいるようなものでは使い物にならないので。

○内閣府（藤原審議官） わかりました。

公表させていただくのですけれども、公表しているというのは8月末の時点での活用の予定とか活用の状況の情報になりますので、具体的にそれを本当にどういうふうに活用したのか。例えば令和2年度の入所の段階でどういう様式にアレンジをしたのかということ把握したいと思っておりまして、それは令和2年度には把握を改めてしたいと思っておりますし、今後年明けから順次私どもは都道府県の会議ですとか、それから市長会、町村会へのお願いですとか、経済団体との意見交換といったこともまた引き続きやっていこうと思っておりますし、県がリーダーシップを発揮していただくと市町村において普及が進むという面もあるかと思っておりますので、都道府県、それから市町村にいろいろな機会を通じまして、説明や普及依頼をしていきたいと考えております。

○岩下座長代理 重ねてで恐縮ですが、先ほどの御回答をいただいているような感じがするので。私も子育てのいろいろなサイトを回って就労証明書をどう発行してもらうかというお母さん方が一生懸命ハウツーを書かれているのを見たのですが、マイナポータルと確かに一行あるのですね。だけれども、マイナポータルについての説明はどこにもなかったのです。最近導入したので、まだあまり使われていないのかもしれませんが、マイナポータルは基本的に個人の情報なので、それを企業側がイエスとかノーとかいう仕組みはないような気がするのです。マイナポータルで95%の自治体がコーナーを作ったわけですが、このコーナーは、もしかして作って打ち出して企業に判子を押してもらうとかそんな運用をされているのですか。それとも、ちゃんと企業側がIDとパスワードを持っていて、その企業の電子的な承認が得られる仕組みのものなのですか。どちらなのですか。

○内閣府（藤原審議官） まずマイナポータルの中の就労証明書作成コーナーというのは、個人が自分の情報を見に行くというのと別に、企業さんがこのコーナーにアクセスできるようになっていまして、そこでその企業の従業員のAさんの何々市の様式をダウンロードすることができます。また、コーナー上で電子的に作成をするところまではできます。

ただ、現状は、押印が必要なので、実際にどうしているかということ、作成コーナーを使った場合でも、電子的に入力はできるのだけれども、それを打ち出して、判子を押して、保護者に渡して出してもらう。今、できるところはそういう状況でございます。そこから先をシステムでどうするかとか、番号システムの中でどういう工夫ができるかということ、をまさに次のステップの大きな課題だということで認識をしております。

○高橋座長 ですから、IT本部との関係は年明けにもう一回お聞きしたいと思います。どうもありがとうございました。

それで、結局、我々としては20%削減をお願いしているということでございます。でき

ますという御説明だと心もとないので、数量的な、あらあらのもので結構ですが、事務局に根拠を出していただければありがたいと思います。

それから、子ども・子育て本部でできること、これからどういう方針でやりますということも、今、いろいろと錯綜しましたので、少し整理していただきたい。子ども・子育て本部としてこういう方針でございますということを事務局に出していただければありがたいと思います。お忙しいところ大変恐縮でございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○内閣府（藤原審議官） ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高橋座長 どうもありがとうございます。

それでは、時間が参りましたので、ここまでとさせていただきますと思ひます。

（子ども・子育て本部、厚生労働省 退室）

（厚生労働省 入室）

○高橋座長 お忙しいところ大変恐縮でございます。続きましては、「『行政手続コスト20%以上削減』に向けた各省取組のフォローアップ」のうちで、重点事項「社会保険に関する手続」及び「調査・統計に対する協力」について取上げたいと思ひます。

厚労省に対しましては、資料3-1のとおり、論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について御説明頂戴したいと思ひます。

それでは、恐れ入ります。15分程度でよろしくお願ひします。

○厚生労働省（山田政策立案総括審議官） では、簡潔に。冒頭、全体的話として政策立案総括審議官の山田ですけれども、社会保険全体の現状の削減率は9.19%、それから調査統計については1.20%ということで、目標に到達しておりません。その上で、事前にいただいたものは項目別になっておりますけれども、部局ごとに事情がかなり異なりますので、部局ごとの形で御説明させていただきたいと思ひます。

○厚生労働省（濱村年金事業調整官） では、年金から御説明いたします。年金局の濱村と申します。よろしくお願ひいたします。

年金ですが、行政手続コスト20%削減に向けまして2年目の計測値をまずは御報告してあります。13.9%、約14%のコスト削減になっておりまして、順調であると認識してあります。ただ、これだけではなくて計画の積み増しをしなければいけないという形で取り組んでおりまして、中段以降、今後の取り組みということで記載させていただいていますが、重立ったものを御説明いたしますと、まず1の簡素化の取り組みということで、本年度、まず1ポツ目のローカルルール廃止というのがございます。これは行政手続部会当時、部会のほうから御指摘いただいた内容でございますけれども、これを検討した結果、算定基礎届と月額変更届というのと2つ必ず出さなければいけないという取り組みをしている地域があったのですが、この取り扱いを廃止して、月額変更届が法令上優先されますので、その場合はそちらだけでいいよということで、手続件数の削減をやっております。

一番下で、70歳に到達したときの届出というのもございますが、制度上、厚生年金は70

歳まで、健康保険は75歳までという制度の違いがございまして、継続して働き続けているのに厚生年金は70歳になったので一回資格喪失届を出してくださいということをやっていたのですが、年齢はもう日本年金機構のほうでわかりますので、そういうお届けは要らずに、継続してお勤めいただいている場合は機構のほうで自動処理するというので、届出機会の廃止ということをやらせていただいています。

加えて、今後でございますが、電子申請の利用促進ということを強くやらなければいけないと考えておまして、まず、機構の事務フローですとか、システムの改修を現在進めておまして、お届けいただいてから結果ができるだけ早く返せるようにということで処理の迅速化をまず進めてございます。さらには、一番下のところになりますけれども、来年4月に向けまして電子署名ではなくて、経済産業省が進めていらっしゃいますID・パスワードで届出ができるようにということを考えておまして、届出ができるということと、あとは中小企業が特に私どもはターゲットになりますので、手続きができるというソフトを簡易的なものでございますが、これを無償で配付して皆様に広く御利用いただきたいと考えておまして、この届出作成プログラムというのは、届出を作成するというだけの機能ですけれども、これにマイナポータルに接続して届出が送信できるという機能改修を今しておりますので、これとID・パスワードによって電子申請が更に伸びればという形で取り組んでございます。

年金からは以上でございます。

○高橋座長 引き続き、お願いします。

○厚生労働省（村田雇用保険課課長補佐） 続きまして、雇用保険課の村田でございます。雇用保険の取組について御説明をさせていただきます。

まず、2年度目の実績といたしまして、取組開始前と比べ13.2%の削減となっております。順調に進捗しておると認識をいたしております。今年度においては、手続の簡素化を実施したほか、引き続き日本年金機構における届出書作成プログラム等の電子申請の利用を強力に推進する取組を通じて目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。具体的には以下のとおりでございます。

まずは電子申請の利用促進といたしまして、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化といたしまして、雇用保険適用事業所設置届、それから被保険者資格取得届について、届出契機が同じ制度の届出と電子申請で一括申請を可能とするという取組を令和2年1月から予定しております。また、同じく令和2年1月からハローワークのシステム刷新を今、控えておる状況でございまして、こちらで効率的に電子申請の事務処理を行うためのシステム改修を実施することを予定しております。

加えて従前から電子申請アドバイザー、こちらは主に電子申請にたけた社会保険労務士さんに委嘱をいたしまして、企業に直接訪問をして、電子申請の環境を整備していただくというような取組を実施しております。

それから、電子申請説明会、電子申請のデモンストレーションについてハローワークで

随時実施をいたしております。

また、2番で手続簡素化の取組についてでございますが、平成30年3月、規制改革推進会議からの御指摘も踏まえまして、雇用保険関係手続の全国的な取り扱いの統一を図らせていただいております。主に添付書類が安定所ごとにまちまちであるといったような御指摘がございまして、こちらについて統一的にさせていただくという対応をさせていただいております。また、高年齢雇用継続給付、それから育児休業給付の支給申請といった手続につきましては、従業員本人が申請を行うものなのですけれども、こちらを企業が代行して手続を行っていただくという仕組みになっておりまして、企業が御本人様に署名をいただいて、これをハローワークに手続いただくという仕組みになっておったところ、この従業員本人の押印・署名について省略するという取組みを平成30年10月から始めております。

令和2年4月からは、以下の取組みを予定しておるということで御案内させていただいております項目につきましては、先ほど年金さんからも御説明がありました、資本金1億円を超えるような大法人等について、電子申請を義務化する。それから、マイナポータルと法人共通認証基盤の連携によってID・パスワード方式に対応し、採用・退職時の手続の届け書を作成するための届け書作成プログラムに電子申請機能を追加するという取組を予定しております。

以上でございます。

○厚生労働省（姫野保険課長） 保険課長でございます。引き続きまして、健康保険における取組について御説明をさせていただきます。「令和元年度行政手続コスト計測結果と今後の取組について（健康保険関係）」という資料でございます。

まず、2年目の30年度の実績を計測した結果でございますけれども、基準となる29年度と比べまして、大変恐縮ではございますけれども、約2%の削減という水準にとどまっております。健康保険につきましては、事業主から健康保険法上設立が認められた公法人である健康保険組合に対して各種手続を行いますけれども、この健康保険組合におきまして、そもそも電子申請環境が現状ではない組合が多いということもありまして、紙媒体または電子媒体での届出になっているというのが現状でございます。

このため、事業主の事務コスト削減を図る取組といたしまして、社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化で構築される電子申請環境を用いた環境整備を進めたいと考えておりまして、令和2年11月の運用開始に向けて、現在、準備を進めているところでございます。なお、今年度の実績は低調でございますので、こういった環境整備の前倒しも検討いたしてございますけれども、民間企業を母体とした健康保険組合に対して、こういった別の投資を求めるといったことについては、自主自立による財政運営を行う健康保険組合における労使の合意や理解がなかなか得られにくいということで、令和2年11月からの実施ということで進めているところでございます。

今後の見込みでございますけれども、電子申請環境の運用開始後につきましては、コス

ト計測対象の7届出のうち5つの届出につきまして非オンラインによる届出総数の約7割となつてございますので、電子申請環境が整備されることによりまして、主に1億円超の事業主が加入する健保組合を中心に紙媒体から電子申請へ移行が進むということを想定してございます。なお、こういった手続を進めることにつきましては、健康保険組合に対する説明を丁寧に現在行っているところでございまして、12月3日にも健康保険組合連合会の所管委員会において、こういった電子申請環境整備についての説明をしているところでございます。

なお、3ページ目でございますけれども、これまでの取組を記載してございます。29年度から30年度にかけては、マイナンバーを活用した情報連携を用いまして、届出の際の添付書類を省略可能としてございます。また、各種手続についての事務運用が統一化されるように、②から④に掲げておりますような取り扱いの明確化を図ってございます。

また、令和元年度の取組といたしましては、押印・署名などの一部省略を可能にするほか、算定基礎届などの取り扱いについての全国的な取り扱いのばらつきを統一するという取組を行っているところでございます。

ただ、いずれの手続につきましても、個別の手続の中での事業主の負担軽減にはつながるものの、今回の測定結果には直結しないというものであるために、なかなか結果にあらわれにくいという状況でございます。

令和2年度の取組につきましては、先ほど申し上げましたとおり、電子申請環境の整備ということを進めていくことにしておりまして、こういった一連の手続の効果につきましては、来年度、改めて事務コスト減についてのヒアリングを行うなどいたしまして、実績に反映していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○厚生労働省（吉永多審議官） 労働基準局担当審議官の吉永でございます。

まず冒頭でございますが、本日の会議に当たりまして、資料の作成が非常に遅くなりまして、提出が遅くなりまして、事務的に御迷惑をおかけいたしました点、深くおわび申し上げます。資料につきましては、資料3-2-5という形で追加で配付いただいたかと思っております。

労働保険に関する行政手続につきましても、政府の行政手続簡素化の3原則を踏まえまして、今年度中に20%削減できるよう努力しているところでございます。また、電子申請の推進に当たりましては、事業者の皆様からe-Govの初期設定が難しくてなかなか進まないというお話もございましたので、アドバイザーが事業所を訪問して設定をするような事業も開始しているところでございます。また、可能なものにつきまして届出書を廃止する等によりまして、負担の簡素化を図っているところでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○厚生労働省（河野労働保険徴収課長） 徴収課長の河野でございます。どうぞよろしくお願いたします。

労働保険の手続関係について追加で配付をさせていただきました資料3-2-5で御説明をしたいと思います。

まず、平成30年度末の実績でございます。これについては7.7%の削減ということで進捗していることが確認されております。これは具体的には平成29年度のこの会議におきまして、届出の添付書類を不要とするよう御指摘がなされたところでございます。これを窓口機関に対して添付書類の提出を求めないよう指示をしたところでございます。これによる削減と電子申請件数の増加によってこのような数値になっておるといってございます。

加えまして、令和元年度を取組がでございます。1点目の手続簡素化の取り組みでございます。まず一番初めのポツでございますが、労働保険の場合は建設工事につきましては一つ一つの工事が適用単位となってまいります。事務処理を簡素化するために一定の要件を満たした小口というのは一括して申告することができるとされておりますが、ただ、その場合でも工事の内容について一覧にして毎月提出いただいております。これを開始届といいますが、この開始届を廃止いたしました。これが1点目でございます。2点目につきましては、この一括した事務処理というのは会社の事務所のある県の周辺の県ということになってございますが、そういう地域的な制限を設けております。

逆に言いますと、地域外のところにおいては小口であっても個別に申告いただくという制度でございますが、今般この地域的な制限を廃止いたしました。小口であれば全国どこでも事務所のところでまとめて申告ができるということになりました。3点目のところでございますけれども、一般的な工場や商店といういわゆる継続事業と言われるものでございますけれども、それらにつきましては、1年間の労働者の賃金総額を基礎として労働保険料を算定していただくこととなります。その点では賃金集計というのが主な作業になってまいりますけれども、これに関わりましてコスト計測のためのサンプル企業などを見ますと、ちょうど平成30年3月に社会保険のほうで帳票統合などをされまして、これに伴います給与の管理プログラムのシステムを刷新いたしております。その結果、賃金集計の精度が向上していることが一つ挙げられます。

また、当局におけます申告書の書き方でございますけれども、これを刷新いたしました。これらによりまして、申告書の作成時間が短縮されていることを確認されております。

また、先ほど審議官から御説明を申し上げましたけれども、電子申請の未利用事業所に対しまして、アドバイザーを訪問させる事業を始めております。これによって電子申請の利用率も増加をすると考えてございまして、これらの取り組みを行った上で、今年度末の目標でございます20%削減は達成できるものと考えております。引き続き、令和2年4月以降についても大規模におけます電子申請義務化なども実施をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○高橋座長 最後、よろしく申し上げます。

○厚生労働省（瀧原統計管理官）　続きまして、調査統計に関するところで、厚生労働省で毎月勤労統計調査を担当しております統計管理官の瀧原です。よろしくお願ひいたします。

資料は3-3-1の回答ペーパーを御覧いただければと思います。3-3-1の下の方に回答として書かせていただいておりますけれども、毎月勤労統計につきまして、令和元年度末の削減目標を20.9%としておりますけれども、これまでの取組といたしましては、労働者の定義の変更や記入要領の充実等に努めたということで、この労働者定義の変更なのですけれども、毎月勤労統計調査は毎月企業に調査票を書いていただいているのですが、その対象となる労働者は常用労働者としておりますけれども、これは期間を定めていない方、あるいは1カ月を超えている方というのは非常に判断しやすいのですが、これに加えまして統計上厳密に常用とみなせる人ということで、日々あるいは1カ月以内の期間を定めている方についても調査期間の前2カ月間でそれぞれ18日以上働いている方を調査対象にしてくださいという形でお願ひしておりました。これは毎回その方が前2カ月どのように働いていたかというのをチェックしないといけないという手間がかかりましたので、これを見直しまして、今、申し上げました日々あるいは1カ月未満の方については対象としないというふうに見直しをいたしまして、調査対象とするのは期間を定めていない方、それから1カ月以上の方に限定をいたしまして、その方について調査をさせていただくという形に変えましたので、その点で調査票を作成する時間が軽減できたのではないかとということで、その率として12.7%で考えております。これがこれまでの取組でございます。

これからの取組でございますけれども、やはりオンライン化を進める必要があるということで、平成29年度に32.6%のオンライン化になっているわけですけれども、これを7%程度進めることによって削減目標を達成できるのではないかと考えております。これは具体的な取組といたしましては、ことしの5月からなのですけれども、調査票を今までPDFに限定されていたのをHTML形式の調査票にするということで、PDF自身一定の汎用性はあるのですけれども、インターネットを使われる方であればHTMLであれば全ての方が使えるということで、そのような回答ができるようにしたということが1点。

それから、裏の2ページ目になりますけれども、もう一点、厚生労働省のホームページで電子版の調査票を載せて、そこにオンライン調査システム登録用ファイルを出力できる機能を追加しました。これは画面上に転記しなくてファイルの出力という形で提出できるというような形で改善したものでございます。

これらの取組等も含めまして、今、把握できている直近のオンラインの回答率が令和元年6月で38.3%ということで、この計算でいきますと削減率が19.7%という形で、20%にはまだ達しておりませんので、さらにこのオンラインを広報することによって、もう少しオンライン率を高めることによって、機械的に計算するとこのまま伸びれば元年度末には達成できるものと考えておりますので、引き続き広報等に努めてまいりたいと考えており

ます。

以上でございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

もう一つ。

○厚生労働省（梅田感染症情報管理室長） 健康局の梅田でございます。

院内感染対策について御説明申し上げます。資料は3-3-2でございます。

院内感染対策につきましては、別添にございますように、医療機関、これは手挙げ方式で希望されるところでございますけれども、全国で約2,000の医療機関が参加していただいております。その医療機関内で各部門、5部門がございますけれども、そこから院内感染の発生状況であるとか、あるいは病原体として薬剤耐性菌の分離状況等について報告をいただいているものでございます。

行政コストの見直しにつきまして行ったところ、昨年度から30年度にかけて、行政コストが増加してございます。その要因について精査した結果、医療機関におけるサーベイランス担当者の減少でありますとか、あるいは異動によりまして経験のない方、若い方が担当する傾向がふえているということがわかっておりますので、そういったことが作業時間の増加要因として推察されたところでございます。

なお、現在の作業時間の算出について確認したところ、作業時間の算出について適正化を行いたいということで、これまで所要日数、日単位で積算しておりまして、実際には所要時間が0.5時間のところ、1日として、その作業時間を7.5を掛けた時間で積算していたということもございまして、実態には合わない数字で積算されていたということも判明しておりますので、今後におきましては実態に合わせた形の時間で積算してまいりたいと思っております。

今後の対策につきましては、入力支援ソフトというのを用意してございまして、そのプレプリント機能を導入するとか、そういったことによりまして、入力に係る手続時間を10分から15分程度、1手続当たり作業の削減が見込まれるということで試算しておりまして、こういったことを考慮いたしまして、検査部門におけるプレプリントの導入による削減効果は約30%から50%になるという試算がございまして、そういった支援ソフトの周知徹底ということも行いまして、適切な測定方法に基づいた行政コストの削減効果を今後把握して、引き続き目標の達成を図ってまいりたいと考えてございます。

○高橋座長 それでは、ただいまの御説明につきまして、質問等がございましたら、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

どうぞ。

○佐藤委員 健康保険関係のところなのですが、なかなか削減が進まないということなのですが、各項目ごとに削減率が進んでいる項目と進んでいない項目というのはわかるのですが、具体的にどういう組合健保で、恐らく小規模なのだろうなどは思うのですが、ただ、1億円超でもまだ電子化していないところもあるようなので、どういう企業体で手続コス

トの削減が進んでいないのかどうかというところ、何か調べられているのですか。

○高橋座長 どうぞ。

○厚生労働省（姫野保険課長） 保険課長でございます。

個別の健保組合ごとにどういう電子申請環境の分布になっているかというところまで調査はできてございませんけれども、大まかに言いますと、健康保険組合には単一型の健康保険組合と総合型と2種類ございます。単一型というのは大企業が独自に自社で健保組合を設立したという形になりますので、そういった単一型の健保組合に関して言えば、自社のネットワークの中に健保組合も組み込んで電子申請環境が比較的作りやすいという環境にございます。

一方で、総合型の健保組合につきましては、一定の地域の中で例えば同業種で集まって健保組合をつくるという格好になりますので、どうしても事業主としても比較的小規模の事業主が参加する傾向にありますし、また、健保組合としても各事業主に対する連絡という意味では距離感は単一健保組合に比べますと比較的遠くなるという傾向にございます。

そういったことについて健保組合ごとにそれぞれ差はございますけれども、令和2年11月からは全ての健保組合について電子申請環境を整備していこうということで進めたいと思っております。

一方で、事業主のサイドにつきましては1億円超の企業が義務化の対象になります。健保組合に関して言えば協会けんぽに比べますと比較的大規模な事業主が加入している傾向にございますので、今回の1億円超の事業主の電子申請環境の整備ということを中心に進めていくことで、大幅に電子申請環境の整備が進むのではないかと考えてございます。

○高橋座長 岩下代理、どうぞ。

○岩下座長代理 まず、全体についてなのですけれども、今回、全体として20%の削減をお願いさせていただいているところ、これは各御担当の部局さんがそれぞれ数字を持たれたのですね。そうすると、もちろん全てのものが重要だと私は考えておりますが、ただ、目的の達成ということから考えると、相対的に、例えば時間数の多い年金関係と雇用保険関係というのが多分上位に来るのでございましょうし、その中でも例えばとりわけ労働保険関係と雇用保険関係が時間数としては一番長いように思うのです。できればそういう総括表を作っていただけると、それぞれの時間数がどの部局でどうなっているかというところがわかってありがたいなというお願いであります。

もう一つは、とりわけ今回の数字が低い原因をそれぞれ中身的に見てみますと、13.2%の雇用保険関係のところは順調に進捗しているという感じがたしかにするのですが、やはり労働保険関係の中でもとりわけ件数の多いところ、ここでいくと増加概算確定保険料・一般拠出申告書なるものが圧倒的に大多数であって、これが6.5%なので全体も7.7%にとどまっているということになるのだと思うのです。この部分についての見通しというか、それぞれの部分は多分出てくると思うのですが、とりわけ今回について、20%はここが上がるか上がらないかというのが多分コアの部分で、ここが上がらないとほかをどんなに頑

張っても達成は難しいような気がするのですが、その部分についてどういう具体的な方策がとられているのかについて、教えてください。

もう一点、1億円超の大法人への義務化について、令和2年4月からということで、これは先の話なのですが、既に1億円超の大法人は電子申請しているものなのですか。それとも、これから義務づけるので新規に取り組むということになるのですか。法人側の御都合も多分あるでしょうけど、義務づけられるのは一部の申請のみなので、これからでも対応できるということなのかもしれません。大法人からの電子申請を義務化ということ自体、他の省庁さんでもやっつけられて大きな効果を得られる部分です。ただ、それがどれくらい円滑に受け入れられるのかということについて心配な部分もあります。例えば、健康保険組合の場合、そのメンバーに1億円超の企業があったとしても、同じ健康保険組合の中に1億円超ではない企業も入っているケースがあり得るでしょう。現在1億円超になっているところがどれくらい電子申請をしているのか、それを今回の変化によってどうなるのか。現在の50%から100%になるという話なのか、現在90%やっているのが100%になるだけのことか、その感覚がわかるとありがたいのですが、お答えいただけますでしょうか。

○厚生労働省（山田政策立案総括審議官） 総括表のほうは作成してお出ししたいと思います。

あと、厚生労働省全体として20%という目標になっているということで、恐らくこれは委員の皆様方からすれば全ての事業についてそうなるべきだということ、ある意味、我々に裁量の余地を与えていただいているということかと思えます。

特に御指摘いただいた労働保険とか雇用保険についての時間数が多いので、ある種、20%達成のための戦略的なものからすればそういったところを重視するということだと思います。実際に我々のほうも目標から一応、各部局に対しては全体として特に頑張ってもらいたいという話はしておりますけれども、今、先生に御指摘いただいたような点は労働保険とか雇用保険、健保については我々、取りまとめる側からもちょっと話をして対応しようと思っております。

あと、1億超の話について、個別に事情は違いますけれども、義務化されるということは一応話としてはありますけれども、ただ、これは事業者にとってそれがいいから我々のにも進めている話なので、分野によって既に義務化以前の段階で積極的にこちらの事業のそれぞれの仕掛け方の問題もありますけれども、先行してやっつけていただいているところが進んでいるところと、ある意味ちょっと義務化を待っているようなところと、分野によって違うと思いますので、それぞれの部局からコメントがあれば追加で御説明いただければと思います。

○高橋座長 では、個別で特に多いところを中心にお願いします。

○厚生労働省（姫野保険課長） 健康保険組合につきましては、現状でどれぐらいの事業主さんが電子申請できる環境にあるのかといったことは申し訳ございませんけれども把握

できてございません。ただ、感覚的なところで恐縮ですけれども、ほとんどそういった環境は整えられていないのが現状ではないかなと考えてございます。そういった意味では1億円超の事業主さんのほうから電子による届出をしていただくというのが来年度4月以降の義務化になりますけれども、それからスタートいたしまして、電子申請環境を整備していくということで考えてございます。

また、健保組合の中にはいろいろな規模感の事業主さんが入っておりますので、1億円超の事業主さんもあれば、それ以下の事業主さんもございます。事業主さんの義務化がかかるのは1億円超のみでございますけれども、健保組合として電子申請環境を整えましたら、事業主さんが利便性を勘案して電子申請をしたいということについて、それはウェルカムでございますので、そういったことも含めて電子申請が進むように促進をしていきたいと考えてございます。

○高橋座長 よろしいでしょうか。今、全体の4局の話をしていただきました。社会保険全体で20%、そして、できるところは手を緩めず措置していただくことは当然のことで、その上で事情によってできないところについては全体としてカバーする。その方針は担当審議官として持っていていただくということでもよろしいでしょうか。

○厚生労働省（山田政策立案総括審議官） 先ほど申し上げましたけれども、全てが20%を超えるのが望ましい中で、いろいろな事情がある中でそれぞれの事業に鑑みて、ある意味、我々に裁量の余地を残していただいていると思いますので、そこは締め切りまでそんなに時間があるわけではないので、戦略的に対応していきたいと思います。

○高橋座長 リーダーシップを持ってやってください。

では、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 毎勤についてなのですけれども、素朴な質問で、今、HTML形式の調査票を用いてオンライン回答できるようにするということなのですが、先ほどPRをするということ、周知するというのをかなりおっしゃっていたのですが、これはむしろ回答は、例えば大企業に関してでもほとんどオンラインでネットにつながっているのはある意味当たり前なので、原則オンラインで回答してもらって、できない人は紙媒体で提供しますとかのほうがよいのではと言うと変ですけれども、本来こういうのはかなり回収率を上げないといろいろと問題がありますね。なので、やはりデータの精緻化はすごく大事なので、これは回収率が高いかどうかというのは決定的なのですね。なので、このあたりはむしろ原則オンライン化して行って、どうしてもオンラインのない方、ネットから外れている方に関しては紙媒体というほうが、本来回収率も上がるし、削減効果も高いのではないかと思ったのですけれども。

○厚生労働省（瀧原統計管理官） ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、回収率を高めるということが統計にとっては非常にいの一歩に大事なことでありますので、我々としてもできるだけ回収率を高めたいと考えております。ただ、実際に企業によっては大企業であってもそのような環境でやると、なれないという

面もあるのかもしれませんが、今までのままでいいというところは、義務化までしてしまうと、では回答しないよと言われるところが少し我々としては配慮しないといけな
いかなというところがありますので、なかなか義務化までは難しいかと思っておりますけ
れども、ただ、いかにオンラインにすれば楽に行ける、本当に毎月簡単な作業とボタンを
押せば回答できるのだというところは、実際の実例と、あと、大企業でもやっていただか
ないところはなぜやっていないかというのは、実は我々もまだ十分把握できていないとこ
ろがありまして、そこはちゃんと企業の御意見も聞いて、我々は何が足りないのか、なぜ
オンライン化が進んでいないのかというのを確認して、その上で、そういうものに対応し
て進めていくということをしつかりやらないといけないと思っております。

○佐藤委員 一言だけ。義務化する必要はないと思うのですけれども、デフォルトはオン
ラインだということです。望むなら紙媒体。要するに、どちらをデフォルトにするかによ
ってかなり受け手の印象が変わるので、そこは工夫があるかなと思います。

○厚生労働省（瀧原統計管理官） そのあたりはそうですね。今まさにお願しているとき
に両方並立みたいな形でお示ししていますので、そういう意味では確かに示し方等で工
夫はあるかと思しますので、今後そのあたりを検討したいと思えます。

○高橋座長 毎月勤労統計は基幹統計ではないのですか。

○厚生労働省（瀧原統計管理官） 基幹統計です。

○高橋座長 基幹統計だと任意なのですか。

○厚生労働省（瀧原統計管理官） いえ、回答は義務なのですけれども、それでもやはり
100%になっていないというのが現実としてはございます。

○佐藤委員 だから問題が起こるのです。

○高橋座長 でも、それは一応法令上の義務なのだからしっかりとやってください、という
ことは言っていて、それを前提に物を考えるのは逆だと思います。そこはそのよう
な方向で措置してください。

ほかはいかがでしょうか。

すみません。時間数が多いのは院内感染対策サーベイランスの話だとお聞きしているの
です。これはプレプリントでそんなに削減できるのでしょうか。入力支援ソフトをダウン
ロードして、それで使えば効率的になるというお話ですか。

○厚生労働省（梅田感染症情報管理室長） そのとおりでございまして、実際に運用して
いるところもありますので、そこにヒアリングしますと、1届出あたり10分から15分程度
は短縮されるということでございますので、その効果というものを期待できるのではない
かということで、利用が促進されていないということも同時に把握しておりますので、そ
の利用促進ということで近々また運営会議というシステム全体の会議の場で周知を図って
まいりたいと思っております。

○高橋座長 これも先ほどの佐藤委員と一緒に。デフォルトは電子の時代なのだから。
記入者は、お医者さんですよ。基本的に病院関係者ですね。

○厚生労働省（梅田感染症情報管理室長） 基本的には、そのシステムというのはJANISシステムというオンライン化のシステムがございまして、それを利用することになっていきます。ただ、入力の方法がかなり専門性の高いものでございまして、あるいは基準に従って入力するに当たって病院内で検討した上で入力する必要があるとか、多少慣れていないと時間がかかるという要因もございまして、そういったところは今後も実態を踏まえながら少し入力の工夫であるとか、あるいは報告の回数を減らすとか、必要性もございましてけれども、それとの兼ね合いで検討してまいりたいと思っております。

○高橋座長 BPRを実施していただきたい。人が変わるともう一回やり直してみたいなすごく複雑なやり方というのは病院に負担です。忙しい病院に、こんなこと。わかりやすく簡潔にサーベイランスできるようにしないと負担なのではないでしょうか。

○厚生労働省（梅田感染症情報管理室長） おっしゃるとおり、対策として重要な情報ではありますし、それから病院の負担ということもございまして、入力の方法について。

○高橋座長 いや、基準。

○厚生労働省（梅田感染症情報管理室長） 基準自体も見直しを図ってまいりたいと思っております。

○高橋座長 それで20%削減してください。

○厚生労働省（梅田感染症情報管理室長） はい。努力してまいりたいと思っております。

○高橋座長 そこは改めてそういう方向でどのぐらい削減できるか示していただければありがたいと思っております。

○厚生労働省（梅田感染症情報管理室長） 承知しました。

○高橋座長 申し訳ないのですが、総括審議官にお願いしたいのですが、調査・統計全体で厚労省全体として、20%削減をやっていただくということによろしいでしょうか。

○厚生労働省（山田政策立案総括審議官） はい。先ほども申し上げましたけれども、厚生労働省全体として、個々の事情というのがありますけれども、それも厚生労働省全体でということ目標設定していただいたことも踏まえて、ここまで締切りが近づいている中ではある種戦略的に対応していきたいと思っております。

基本計画を読ませていただいても、非常に我々が本来考えなければいけないことまで方法論も提示していただいていることでもありますし、そういったものを参考にさせていただいて、残りの締め切りまでに努力したいと思います。

○高橋座長 中身に踏み込んで変えていかないと、形だけかけ声をかけても動かないものですから、そういう意味で官房として各局の仕事の中身に踏み込んで、リーダーシップを持って削減の方向性を示していただきたいと思っております。

○厚生労働省（山田政策立案総括審議官） 具体的にどうこうしろという話をして対応していきたいと思っております。

○高橋座長 特に院内サーベイランスも含めてしっかり踏み込んでリーダーシップを発揮していただければありがたいと思っております。

副大臣、何か御感想があればコメントしていただけますか。

○大塚副大臣 到着が遅くなりまして、全部の話を聞けなかったのですけれども、熱心に御議論いただきまして、まことにありがとうございます。

20%の目標は必達だと考えてございます。今、お話にもありましたように、全体として20%という中で戦略的にも20%きっちり達成できるようにしていただきたいと思っております。

一方で、ボリュームの大きいところで20%を達成することができたとしても、本質的な目的から考えれば、ボリュームは小さいけれども、これは本来もっといけるよねというところは多々あるのではないかという気がいたしておりますので、そういったところも目こぼしがないように、しっかりいけるところまで行って、20%を達成すればそれだけでいいというものではないというふうに認識しておりますので、よろしく願いたいと思います。

それから、毎勤の話もありました。毎勤は今、佐藤委員が言われましたように、デフォルトがオンラインで違和感を覚える民間人はほとんどいないと私は思いますけれども、よく考えていただきたいなと思います。

それから、院内サーベイランスのこともそうかもしれませんけれども、それを考えるときに、もしオンラインでの回収が見込まれない、悪くなる可能性があるとかそういうことがあるとした場合に、原因をよく特定する必要がある。もしかすると、ちょっと私、具体的に知りませんので的が外れているかもしれませんけれども、例えば入力システムの使い勝手一つでも回収率は大幅変わると思います。担当者個人で完結できない、意思決定し切れないものがあつたりするような場合に、その実際の業務プロセスに対応したような入力システムになっているかどうかといったようなことも検討する必要があるのではないかと思いますし、いずれにしろ院内、社内の組織プロセスもしっかり踏まえて対応すれば、オンラインが対応できないはずはないと思いますので、しっかり詰めて、100%近く持っていけるものもあると思いますので、しっかりやっていただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

そろそろお時間が参りましたので、ここまでとさせていただきますと思います。

厚労省におきましては、行政手続コストの20%以上削減を確実に達成できるよう、引き続き取り組んでいただきたいと思っております。お忙しいところありがとうございました。ワーキング・グループとしても必要に応じてチェックいたしますし、事務局もしっかりフォローしてください。どうもありがとうございました。

本日の議題は以上でございます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○大野参事官 次回の会議につきましては、後日、事務局から連絡いたします。

○高橋座長 それでは、これにて会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

ました。